

# 令和4年度 局所排気装置等定期自主検査者養成講習 ご案内



局所排気装置及び除じん装置(以下「局所排気装置等」という)については、労働安全衛生法第45条、労働安全衛生法施行令第15条 第1項 第12号及び厚生労働省令に基づき、1年以内ごとに1回定期に自主検査を行うことが、事業者には義務づけられています。本講習は、局所排気装置等の定期自主検査に必要な知識・技術の習得を目的として、平成20年3月27日基発0327002号「局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について」に基づき、自社の局所排気装置等の定期自主検査者を実施する方々を対象に実施するものです。当協会におきましては年1回のみ開催となります。是非この機会に受講されますよう、ご案内申し上げます。

## 1、受講資格 次のいずれかに該当する者

**\* 当該業務の経験年数を証明する『事業者証明』が必要→受講申込書に「記入・捺印欄」あり**

**※下記の受講資格要件を満たしていない方は、受講できません。**

1. 衛生工学衛生管理者の免許を有する者
2. 作業環境測定士の資格を有する者
3. 学校教育法による大学又は高専において理科系統の課程を修めて卒業した者で、その後6か月以上局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
4. 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後1年以上局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
5. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれらに準ずる装置の設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者
6. 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者又は有機溶剤作業主任者の資格を有する者であって、当該作業に1年以上従事した経験を有する者
7. 粉じん作業特別教育指導員(インストラクター)の資格を有する者
8. その他これらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

- 2、講習日時・会場 令和4年 12月19日(月) 9時～16時45分 日本クレーン協会 滋賀教習所  
12月20日(火) 9時～12時10分 //  
12月21日(水) 9時～17時05分 //

- 3、講習科目 【第1日目】 労働衛生一般、労働衛生関係法令、局所排気装置等に関する知識  
検査に使用する測定機器に関する知識  
【第2日目】 定期自主検査指針  
【第3日目】 局所排気装置等の検査方法に関する実技

- 4、定員 40名 **\* 8月22日(月)より受付開始 \*** (定員になり次第受付終了)

- 5、受講料 ▶会員 **34,210円(税込)** (内テキスト代 7,260円及び資料代を含む)  
▶非会員 **36,410円(税込)** //

【お支払い方法】 開講10日前までに下記1～3のいずれかの方法でご入金ください。(当日支払いはできません)

- 1、現金を当協会の事務所窓口まで持参する(領収書を発行)
- 2、振込み⇒ **滋賀銀行 膳所駅前支店 普通預金 045749 (社)滋賀労働基準協会** 宛  
(振込手数料 各自負担) ※振込みの場合は、領収書の発行は出来ません。
- 3、郵便局より現金書留で送付する(領収書を郵送)

- 6、申込方法 当該業務の経験年数を証明する**事業者証明**(受講申込書に記入・捺印のこと)が必ず必要です。専用の受講申込書(次頁)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ窓口へ持参又は郵送でお申し込みください。※原本の提出が必要なため、FAXでのお申し込みは出来ません。受付完了後、受講票をFAX(FAX受信できない場合は郵送)でお送りします。

- 7、修了証 修了者には、修了証を最終日に即日交付いたします。

- 8、その他
- ・当日は、メジャー、電卓、筆記用具、マスクを持参してください。
  - ・受講の変更・取消は、受講日の1週間前までに、各種講習会(入金・取消・変更)連絡書をFAXで送信するか、当協会ホームページ「コース変更・取消連絡フォーム」でご連絡ください。
  - ・講習開始日から数えて1週間前以降の日程(コース)変更や受講の取消は失格となり、受講料の返金はできません。また受講料未納の場合は、納付していただくこととなります。
  - ・遅刻・早退は原則として認められないため、修了証の交付は致しかねます。
  - ・その他の事項又は講習会場地図等は、受付後に送付する受講票をご参照ください。

講習名	局所排気装置等の定期自主検査者養成講習受講申込書	受講日	令和4年 12月19日・20日・21日
-----	--------------------------	-----	---------------------

下記の注意事項をご参照のうえ、太枠内をご記入ください。※印は、必須記入事項（鉛筆使用不可）

ふりがな (必ずご記入ください)	※	現住所	〒	郵便番号は必ず明記してください。
受講者氏名	※			都道府県 市郡
生年月日	※ 3.昭和 4.平成 年 月 日			
● 緊急時の連絡(講習会中止等)のため、又、申込についての問い合わせ等のため、 受講者ご本人様と連絡がとれる電話番号(携帯可)を必ずご記入ください。 → (TEL) ※				
● 個人申込みの方で受講票をFAXで受け取れる方は、FAX番号をご記入ください。 (FAXでの受取不可の場合は、FAXナンに☑チェックしてください。) → (FAX)			☐FAXなし	

↓↓事業所を通じて申込む場合は、事業所についてご記入ください。(受講票、修了証などの送付先となります) 個人申込みの方は、記入不要です。↓↓

勤務先	事業所在地	〒 - (代表 - - )
連絡先 部署及び氏名 <small>勤務先を通じて申し込む場合は必ず記入</small>	部署名 氏名	【受講料について】開講日の10日前までにご入金をお願いします。
(TEL)		☐ 会員 34,210 円
※受講票送付先 (FAX)		☐ 非会員 36,410 円
		☐ 銀行振込 (領収書発行不可) 入金予定日
		☐ 現金書留 (領収書発行可) 月 日
		☐ 窓口持参 (領収書発行可) ※当日支払いはできません

※この講習を受講するには、受講資格(事業者証明も必要)が必要です。受講資格の記入、事業者証明がないものは受付できません。個人で申込をされる場合についても必要です。

＜受講資格＞ 1～8の受講資格の中から該当する番号に○印を付けて下さい。

- 1、衛生工学衛生管理者免許を有する者
- 2、作業環境測定士の資格を有する者
- 3、大学又は高等専門学校において理科系統を卒業した者で、その後6か月以上の局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれに準じる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
- 4、高等学校において理科系統を卒業した者で、その後1年以上の局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれに準じる装置の設計又は検査の実務に従事した経験を有する者
- 5、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、空気調和設備若しくはこれに準じる装置の設計又は検査の実務に2年以上従事した経験を有する者
- 6、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者、または有機溶剤作業主任者の資格を有する者で当該作業に1年以上従事した経験を有する者
- 7、粉じん作業特別教育指導員の資格を有する者
- 8、その他これらの者と同等以上の知識および経験を有すると認められる者 ←8を選択時は必ず認められる理由を明記(認められる理由: )

3、4に○を付けた場合は、必ず記入してください。	最終学歴 (大学院は除く)	修了学部卒業	上記の該当する受講資格及び左記を証明します。
3、4、5、6に○を付けた場合は、必ず記入してください。	当該業務経験年数	年 月	証明日 令和 年 月 日
			事業者名
			職名氏名
			社印
			代表者職印

【注意事項】

- ◎ 受講申込書の住所、氏名、生年月日、住所、連絡先については修了証作成のため、楷書で正確にご記入ください。
- ◎ 申込書はご持参、又は郵送で**原本をご提出**ください。(FAXでの申込は不可)
- ◎ 受付完了後、受講票をFAXでお送りいたします。
- ◎ 受講料については、①～③のいずれかの方法で**講習日の10日前まで**にご入金ください。 ①現金書留で郵送 ②銀行振込 ③事務所窓口へ持参 ※領収書が必要な場合は、①か③でご入金ください。
- ◎ 受講に際しては、規定の科目・時間を必ず修了することが必要です。
- ◎ 受講申込みにあたってお知らせいただく個人情報、講習実施の目的以外に使用することはありません。

＜申込書 郵送先＞ ※FAXでの申込不可  
〒520-0806  
滋賀県大津市打出浜13-15 笹川ビル4F  
公益社団法人 滋賀労働基準協会  
▶問い合わせ先 TEL077-522-1786

【受講料振込口座】  
滋賀銀行 膳所駅前支店 普通045749  
(社)滋賀労働基準協会 宛  
※振込手数料はご負担ください。

協会記入欄				☐ 窓口	受講番号
				☐ 郵送	
				☐ 領収	